

## 令和 6 年度 安曇野市地域包括支援センター設置運営方針 (案)

### I 地域包括支援センターの設置方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を続けられるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないようにする予防対策、そして、個々の高齢者の状況や変化に応じて介護サービス・医療サービスを始めとする様々なサービスを継続して提供できる仕組みが必要となります。

地域包括支援センターは、地域の関係機関等とネットワークを構築し、地域における高齢者の心身の健康保持と生活安定のために必要な相談・援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を総合的・包括的に継続して支援を行う地域包括ケアを推進します。さらに、地域住民の様々なニーズに応えることのできる高齢者福祉の地域拠点となることを目指します。

### II 基本的な運営方針

安曇野市高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画（令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度）に基づき、地域包括支援体制の充実のために、地域包括ケアの中核機関となる地域包括支援センターの総合相談の対応力向上、家族介護支援の充実のため体制整備をし、機能強化を図ります。

#### 1 介護予防事業の充実

高齢者の多くは、住み慣れた地域で生活することを望んでいます。しかし、高齢者になると疾病や心身機能の低下等により、これまでどおりの自分らしい生活を続けていくことが困難になることが多くなります。加齢に伴う日常生活上の問題には、自分で解決できることや家族や地域の力を借りて解決することのほか、専門職の知識や助言、支援が必要な場合もあります。

また新型コロナウイルス感染症が、令和 5 年 5 月に 5 類感染症に移行しましたが、高齢者の外出機会の減少や、フレイル（虚弱）、ロコモティブシンドロームが引き続き懸念されます。地域包括支援センターは、地域に暮らす高齢者の総合相談窓口として、高齢者自身の意思を尊重し、自助努力を基本に住み慣れた環境下で、自分らしい生活を継続することができるように関係機関と連携して介護予防や支援を行います。

#### 2 地域におけるネットワークの構築

心身の機能に衰えがある高齢者にとっては、住み慣れた地域に住み続けることによって、安心して安定した生活が維持されるという面もあります。地域で暮らす高齢者の生活を支えるためには、介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスや生活支援サービス、さらに地域の支え合い活動やボランティア活動を含めた

地域における様々な社会資源を結びつけることが重要です。

地域包括支援センターは、地域において、行政機関・医療機関・サービス事業者・民生児童委員・地域の関係者等とのネットワークを構築し、その調整役として、高齢者一人一人の状況に合ったサービスや地域の活動につなげられるようきめ細やかな相談・支援を実施します。

### 3 チームアプローチによる業務

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されています。各職員が業務の理念を理解したうえで、常に相互に情報を共有し、多様化・複雑化した相談に対しても、それぞれの専門性を生かし、多様な視点から問題の解決を図ることが重要です。地域包括支援センターは、常に各種サービスの最新情報を把握すると共に、チームアプローチを円滑かつ確実にを行うために、情報の共有化と相談・支援のレベルアップに努めます。

### 4 介護支援専門員に対する支援

関係機関との連携体制の支援やネットワーク支援、実践力向上支援、個別ケースに関するサポート等後方支援を行います。

### 5 地域包括支援センターの機能強化

直営の基幹型地域包括支援センターにおける基幹機能のあり方を検討し、3か所の地域包括支援センターの業務の平準化を図るとともに、居宅介護支援事業所への介護予防支援の指定を推進することで業務負担を軽減し、総合相談支援が充実される体制整備を図ります。

また、基幹型包括では引き続きセンター間の調整や委託の地域包括支援センターの後方支援に当たる役割を担います。担当区域を越えた課題や重点事業について議論すると共に、センター間の連携及び情報交換を図り、課題の解決に向けて取り組むことで、どの地域に住む高齢者にとっても、同様の支援が受けられるようにします。

### 6 家族介護者への相談支援の実施

高齢者の総合相談窓口として介護や福祉、医療などに関することをはじめ、認知症、ヤングケアラー等介護問題、介護疲れや悩みなどに対して関係機関との連携を図り対応します。

### 7 市との連携強化

地域包括支援センターの業務は多岐にわたり、市の多くの部署と連携しています。市の関係部署との日常的な連携強化のほか、支援困難ケース等について迅速に対応できるよう、事例ごとに連携を図り、問題解決に努めます。

### 8 公正・中立性の確保

地域包括支援センターは、介護保険制度をはじめとする市町村の介護・福祉行政の

一翼を担う「公益的な機関」です。このため、特定の事業者等に対し、不当に偏った活動を行うといったことなく、公正で中立性の高い事業運営を行います。

地域包括支援センター運営協議会と地域包括支援センターは、公正・中立という立場で、どのような目標をもって業務に取り組む成果を得たか、あるいはどのような課題が残されたかを、互いに協力し明らかにします。

## 9 事業評価の実施

地域包括支援センターが継続的に安定した事業を実施するため、地域包括支援センターは事業評価を行い、課題を整理することで業務の改善につなげます。

## 10 災害・感染症対策

災害の発生や感染症の拡大に備え、市民に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように、平時より医療機関、保健所、介護保険サービス事業所等と連携しながら業務が継続できる体制を構築するためBCP（業務継続計画）を策定しました。

適宜BCPの見直しや研修を行い、有効的な計画実施につなげます。

## 11 個人情報の取り扱い

地域包括支援センター業務の遂行にあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律」の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することがないように、守秘義務と情報管理の徹底を図ります。

# III 重点的に取り組む業務

## 1 地域ケア会議体制における地域ケア個別会議・地域ケア連携会議の実施

安曇野市の地域包括ケアシステムの構築を目指した、「地域ケア個別会議」「自立支援型個別ケア会議」では、個別のケースが抱える課題から、地域に共通する課題の発見・把握に努めるとともに、介護支援専門員のケアマネジメント実践力を高め、地域の関係機関相互の連携を強化します。各地域包括支援センターにおいて会議の開催に努めます。

地域包括支援センターと市所管課と合同で開催する地域ケア連携会議（地域包括支援センター連携推進会議）では、地域ケア個別会議における課題集約と未解決課題の検討を行い、成功事例については、関係機関へ情報発信を行います。

また、政策に反映する事項等は地域包括ケア推進会議へつなげ、政策形成を目指します。

引き続き地域ケア会議体制の充実を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

## 2 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、本人や家族、医療・介護の関係機関に対応する相談窓口を中央地域包括支援センターに設置しています。

安曇野市医師会在宅医療連携推進協議会との連携により、市が取り組む在宅医療・介護連携のための事業の推進を図ります。

## 3 認知症施策の推進

令和5年6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）に基づき、認知症施策の推進を行います。

地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しています。主な取り組みとしては、認知症相談への対応や支援及び認知症カフェの取組支援、さらに医療・介護の関係機関との連携に努め、認知症初期集中支援チームとの連携、認知症サポーター養成講座の講師などを務めています。令和3年3月に改訂した「認知症ガイドブック」を活用した、認知症に対する理解を深める啓発活動も行っています。

「認知症見守りネットワーク事業」「見守りシール交付事業」の普及に努め、地域による見守りネットワークの充実と連携強化を図ります。

## 4 生活支援体制整備事業との連携

生活支援体制整備事業の核となる協議体に参加し、日常生活圏域ごとに地域のニーズや社会資源の把握に努めています。引き続き関係機関と連携を図り、地域包括ケアの推進に努めます。

## 5 地域密着型通所介護運営推進会議との連携

地域密着型通所介護運営推進会議に参加し、地域と介護サービス事業者の良好な関係構築に向けた支援を継続し、地域包括ケアの推進を図ります。

# IV 個別業務の実施方針

## 1 第1号介護予防支援事業

高齢者自身が、地域において介護予防および日常生活支援を目的として、自らの選択に基づき、自立した日常生活を送ることができるよう必要な援助を行います。

## 2 包括的支援事業

### (1) 総合相談支援業務

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等が、身近な地域における高齢者の様々な相談に応じ、適切なサービス利用や機関・制度へつなぎ、継続的に支援します。また、ネットワークを通じた地域の高齢者の実態把握に努め、要援護高齢者への早

期対応を図ります。

## (2) 権利擁護業務

高齢者が安心して自分らしく尊厳ある生活ができるように、高齢者虐待や消費者被害等の権利擁護に関する相談及び支援を行います。消費者被害については、訪問時に情報提供を行い被害防止の啓発活動に努めます。さらに、成年後見支援センターとの連携を密にし、成年後見制度等の活用に向けた支援を行います。

## (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が介護保険を始めとする様々なサービスを適切に利用できるように、医療機関・サービス事業者・行政等の関係機関との連携や多職種の協働により、介護支援専門員への支援を行います。また、継続的なサービス提供の調整を行うため、情報の提供やケアマネジメント技術向上のための研修会を実施します。